

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の事業一覧

別紙 4

基本目標 I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の变革

網掛け:重点施策

施策の方向1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

★新規:平成30年度から新たに行う事業

番号	施策	事業名	事業の目的と概要	主管課
1	男女共同参画の教育の推進	1 小・中・高・大学生等への出前講座の実施	一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるためには、基本的な人間性や社会性を身に着ける時期からの継続的な教育が重要であることから、小学生～大学生に対し男女共同参画について学ぶ機会として出前講座を実施する。(小70校, 中31校, 高16校, 大学5校)	男女共同参画課
		2 本市職員への人権研修, ハラスメント防止研修の実施	市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため, 新採用職員や監督職等を対象に人権研修及びハラスメント防止研修を実施する。	人事課 男女共同参画課
		3 男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施	子どもの頃から男女共同参画意識を醸成するため, 男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう, 幼児教育に携わる保育士を対象に研修会を実施する。	男女共同参画課 保育課
		4 人権教育研修会の実施	本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図るため, 各学校の人権教育主任等の教員が, 本市や県が開催する人権教育研修会において, 人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動の在り方等について学ぶ研修会を実施する。	学校教育課
		5 小学生への男女共同参画の啓発	基本的な人間性や社会性を身に付ける時期から, 男女共同参画についての意識の醸成を図るため, 子ども向けのパンフレットを活用した啓発を実施する。	男女共同参画課
		6 小・中学生へのキャリア教育の実施	児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し, それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため, 家庭や学校など身近な人々の職業や生き方を理解させたり, 地域で働く人の職場見学や体験等を実施したりする。その際, 個性や能力, 興味等を大切に考える考え方についても指導する。	学校教育課
		7 ★女子学生へのキャリア教育支援	女子中高生の理系分野などの女性が少ない分野への興味・関心を高め, 性別に偏りのない職業選択を支援するため, 講座を実施する。	男女共同参画課
2	男女共同参画についての広報・啓発活動	8 市民への広報・啓発活動の実施	男女共同参画についての理解を深め, 意識の高揚を図るため, 男女共同参画推進月間, DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に, 広報紙やパネル展等を行い, 重点的・集中的に啓発活動を実施する。	男女共同参画課
		9 市民への男女共同参画の啓発の実施	男女共同参画についての理解を深め, 意識の高揚を図るため, 男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの事業やセンターで活動する団体などについて, 情報誌やFacebookを活用して, 広く市民に周知する。	男女共同参画課
		10 男女共同参画ニュースの発行	市職員の男女共同参画意識を高めるため, また, 審議会等への女性登用に向けた理解促進や, 市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため, 庁内LANを利用して男女共同参画に関する情報を提供する。	男女共同参画課
		11 男女共同参画表現ガイドラインの周知	刊行物等において男女共同参画の視点到配慮した文章やイラスト等の表現となるよう, 具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに, 庁内ランで市職員にも周知・徹底する。	男女共同参画課
		12 活躍している女性の情報発信	女性が個性と能力を十分に発揮し, 新しい発想や多様な能力を活かして, さまざまな分野へチャレンジする意欲の向上を図るため, 身近なチャレンジ事例を広く紹介する。	男女共同参画課
		13 親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の充実	子どもの健やかな成長のために, 保護者に知っておいてほしいことや, 学んでほしいこと, 親学に関する事業等を伝えるとともに, 子どもたちの体験活動を推進するために, 土日や長期休業中に, 子どもが参加できる各種講座・イベント, ボランティア活動等に関する情報を提供する。	生涯学習課

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

番号	施策	事業名	事業の目的と概要	主管課
3	男性自身の意識の変革による家庭参画の促進	14 男性の家庭参画促進講座等の実施	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親を対象に、父子で参加できる講座等の実施や広報・啓発活動を行う。	男女共同参画課
		15 ママパパ学級の実施	安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師・栄養士などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	子ども家庭課
		16 家族経営協定締結促進事業	農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。	農業委員会事務局
4	男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消	17 幅広い年齢を対象とした男女共同参画推進講座の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画社会の推進
 施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

番号	施策	事業名	事業の目的と概要	主管課
5	女性の活躍に向けた人材育成支援	18 女性のためのキャリアアップ講座等の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課
		19 中小企業の一般事業主行動計画策定支援	働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し、コンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課
6	仕事と子育てや介護等との両立支援	20 一時預かり事業(保育所型)の実施	家庭において保育を受けることが一時的(月64時間以内)に困難となった乳幼児を預かるため、保育所における一時預かり事業を実施する。	保育課
		21 教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保	教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの事業による供給体制の確保を図る。	保育課
		22 延長保育事業の実施	保護者の就労形態が多様化しているなか、保育所の通常開所時間を超えて保育が必要となる乳幼児の処遇を確保するため、保育所における延長保育事業を実施する。	保育課
		23 病児保育事業の実施	病気及び病気の回復期にあたる集団保育の困難な児童を一時的に施設において保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。	保育課
		24 発達支援児保育の推進	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいがある児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくる。	保育課
		25 ファミリーサポートセンター事業の実施	一時的又は臨時的に子どもを預けることで、仕事その他の活動と育児を両立できる環境整備や、児童の福祉の向上を図るため、協会員(育児の援助を行うことを希望する者)と依頼会員(育児の援助を受けることを希望する者)が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。	子ども未来課
		26 宮っ子ステーション事業の充実	放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。	生涯学習課
		27 仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発講座等の実施	仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向けて、「仕事と育児・介護等の両立」をテーマに、その実現に向けた工夫や介護保険制度の周知等を行う講座等を実施する。	男女共同参画課
		28 結婚活動支援事業の実施	結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事を責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚活動支援事業を実施する。	男女共同参画課
		29 介護保険事業の着実な実施	高齢者等が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した生活が送れるよう介護保険事業を着実に実施するとともに、制度の利用方法やサービス内容について情報提供を行う。	高齢福祉課
		30 家族介護教室の開催	要介護高齢者の状態の維持・改善を図り、介護者が安心して介護が続けられるよう、適切な介護知識・技術習得のための講話及び講習や、介護に関する相談窓口の紹介、介護者同士の情報交換等を行う。	高齢福祉課
7	働きやすい職場環境整備に向けた支援	31 男女共同参画推進事業者表彰(きりり大賞)の実施	男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰する。	男女共同参画課
		32 ★事業所における従業員の健康づくりの促進	事業所における従業員の健康づくりの取組を支援するため、事業所等と連携を図りながら、事業主や健康管理担当者を対象とした講演会や研修会による啓発を行うとともに、事業所等を対象とした健康に関する講座の開催や健康情報の提供などを行う。	健康増進課
		33 勤労者向けWLB啓発セミナーの実施	勤労者自身が働き方を見直し、WLBを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発セミナーを実施する。	男女共同参画課
		34 WLB実践ガイドブックの配布	市内各事業所におけるWLBの実現に向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、WLBの取組に有効な各種情報をまとめたガイドブックを事業所訪問等において配布する。	男女共同参画課
		35 労働環境啓発冊子の作成・配布	雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度に関する冊子を作成・配布し周知啓発を行う。 ア 事業所向け冊子「事業所便利帳」 イ 勤労者向け冊子「働くあなたのサポートガイド」	商工振興課
		36 「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証	企業・市民・行政の協働によるまちづくりのため、CSR(企業の社会的責任)活動に取り組む企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」(認証事業の一つにWLBを設定)を認証する。	商工振興課
		37 中小企業の一般事業主行動計画策定支援	働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し、コンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課
		38 ★多様で柔軟な働き方の推進	勤労者個々人の事情や仕事の内容に応じて、テレワークなどICTを活用し、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、働き方改革を推進するため、好事例の紹介などを通じた啓発、働きかけを行う。	男女共同参画課 商工振興課
		39 労働相談の実施	個別労使紛争の早期かつ円満な解決を図るため、労働に関する諸問題について社会保険労務士が総合的に相談に応じる相談会を実施する。	商工振興課
		40 勤労者健全育成事業補助金	市内勤労者の健全な育成を図るため、市内に事業所のある中小企業の集合体又は労働組合の集合体が勤労者の健全な育成に必要な事業を実施する場合の費用の一部を補助する。	商工振興課
		41 ★オフィス系企業立地補助金	本市に新たに進出する営業所・支店、コールセンター等の「オフィス系企業」を対象に、家賃や土地・建物取得、地元雇用促進に対する支援策の充実を図り、更なる企業の集積や女性を対象とした雇用の受け皿を確保する。	産業政策課

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

番号	施策	事業名	事業の目的と概要	主管課
8	女性のチャレンジへの支援	42 女性向け就職情報の提供	女性が社会のさまざまな分野で能力を発揮し、活躍できるよう、就職情報を提供する。	男女共同参画課
		43 プチ起業講座の実施	女性の起業を支援するため、起業の基本的知識を学ぶ講座を実施する。	男女共同参画課
		44 ★女性チャレンジショップの実施	「将来的に自分のお店を持ちたい」と考えている女性の起業を後押しするため、実践を学ぶ場の機会を提供する支援を行う。	男女共同参画課
		45 女性再就職マッチング事業	出産・育児等を理由に離職した女性求職者の再就職を促進するため、就職に必要なスキルや知識を身に付ける講座の実施から就職斡旋までを一連の流れでサポートするマッチング事業を実施する。	商工振興課
		46 自立支援給付金事業	ひとり親の主体的な能力開発の支援及び就業に有利な資格取得を容易にするため、教育訓練対象講座費用の一部助成や修業中の生活費の負担軽減のための給付等を行う。	子ども家庭課
		47 学び直しの支援	社会の変化に対応するための学び直しを支援するため、大学や専門学校等の実施する公開講座等の情報提供などを行う。	生涯学習課
9	地域における男女共同参画の推進	48 市民企画講座の実施	男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。	男女共同参画課
		49 防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進	「宇都宮市地域防災計画」に基づき、女性や要配慮者等の多様な視点に配慮した避難所運営ができるよう、平常時より地域と行政との連携体制を構築するとともに、研修や出前講座等を実施し、その視点の重要性について啓発する。	危機管理課 男女共同参画課
		50 ★まちづくり活動応援事業	まちづくり活動をはじめ市民が活動に参加する「きっかけ」や、活動を継続する団体の「励み」を創出するとともに、新たな出会いやつながりにより、多くの活動の担い手を生み出し、活動が活発になることで、さらに人が集まるなど「活動の好循環」を生み出していく。	みんなでまちづくり課
		51 親学出前講座の充実	保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭の教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	生涯学習課
		52 生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施	各地域における生涯学習活動において、男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講演会の実施や、男女共同参画推進センターが講座プログラム等を提供する。	男女共同参画課 生涯学習課

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

番号	施策	事業名	事業の目的と概要	主管課
10	市の政策・方針決定過程における女性の登用促進	53 審議会・委員会等への女性登用促進	審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知する。また、女性の登用促進のための仕組みの検討や、庁内関係各課に働きかけを行う。	男女共同参画課
		54 女性のためのリーダー養成講座の実施	男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、各分野で活躍する女性リーダーを養成するための講座を実施する。	男女共同参画課
		55 本市女性職員へのキャリア・アップ研修の実施	将来の女性リーダー育成を視野に、女性職員のキャリア意識の醸成とモチベーションの向上、女性リーダーに求められるスキル等の習得を図るため、女性職員のキャリア・アップ研修を実施する。	人事課
		56 本市管理職等職員へのキャリア支援研修の実施	女性職員が仕事と生活の両立を図り、更なる活躍につなげるため、重要な役割を担う管理職等が女性の部下のキャリア支援に必要な考え方や知識の習得を図るため、女性活躍推進キャリア支援研修を実施する。	人事課
11	自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進	57 管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発	管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料(パンフレット等)を作成・配布し、企業や地域に周知・啓発する。	男女共同参画課

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備
 施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

番号	施策	事業名	事業の目的と概要	主管課
12	配偶者や恋人からの暴力対策の推進	58 DVの未然防止対策の推進	社会全体にDVについての理解を深めるため、民生委員・児童委員、医療機関等への啓発を実施するなど、市民協働により、広く市民への啓発に取り組むとともに、学校等との連携を強化し、より多くの学校等で生徒や保護者等にデートDV防止出前講座などを実施する。	男女共同参画課
		59 相談体制の充実	被害者に相談窓口を広く周知するため、広報紙・リーフレットの配布やステッカーの貼付など、様々な機会や手段を活用した広報活動を行うとともに、個々の相談事案に応じて、適切な対応がとれるよう、相談員の専門性の向上に向けた研修を実施するなど、相談体制を充実させる。	男女共同参画課
		60 緊急時における被害者の安全の確保	関係機関と連携し、被害者やその子どもの緊急時の安全を確保するため、一時保護施設への同行等、速やかな一時保護に繋がります。	男女共同参画課
		61 被害者の自立支援体制の充実	関係部署との情報共有・連携を図りながら、被害者の状況や必要に応じて、行政手続等における同行支援を行うとともに、一時保護などの危機的状況を脱した被害者とその子どもを対象に、自立に向けた各種講座や相談会など、民間支援団体との連携により協働で取り組むなど、被害者の自立支援体制の充実を図る。	男女共同参画課 市民課
		62 関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進	庁内の関係部署や関係機関等で構成される各種DVに係る会議を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、連携を強化していく。	男女共同参画課
13	女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止	63 セクハラ等被害防止啓発の実施	セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、企業に対するセクハラ等被害防止啓発チラシの配布や男女共同参画推進週間、月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発を実施する。	男女共同参画課
		64 性暴力・性的被害等の未然防止	性暴力・性的被害等防止に向けた注意を呼びかけるため、強化月間等に合わせて、HP等の各種媒体を活用した周知啓発を行うとともに、とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）や警察等と連携を図りながら未然防止に努めていく。	男女共同参画課
		65 ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発	ストーカー被害者等に対し、被害者の状況に応じた相談支援を行うことが重要であることから、虐待・DV対策連携会議等において、被害の相談を受けた際の支援手順や部署間の連携を確認し、相談体制の充実を図るとともに、被害にあわないよう防犯講習会などにおいて周知に努める。	男女共同参画課 生活安心課
		66 ★青少年の性的被害未然防止の啓発	JKビジネス等「性的商品化」に関する被害防止に向けた注意を呼びかけるため、青少年の非行・被害防止強化月間等に合わせて、周知啓発を行う。	青少年自立支援センター
		67 ★SNSを通じた被害等の未然防止	SNSで知り合った異性とのトラブルや性的な被害に合うという事件が多発していることから、被害防止に向けた注意を呼びかけるほか、子どもたちを児童ポルノ被害に遭わないようするため、子どもや保護者を対象に、注意喚起のための啓発活動を行う。	男女共同参画課 学校教育課

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

番号	施策	事業名	事業の目的と概要	主管課
14	性についての理解促進	68 性教育サポート事業の実施	人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全校の中学3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回度実施する。	学校健康課
		69 エイズ予防啓発普及活動の実施	エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会や学校等におけるパンフレットの配布などの啓発活動を実施する。	保健予防課
		70 性といのちの健康教育出前講座の実施	思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるために、小・中・高校生を対象とした保健師等による性といのちの出前講座(健康教育)を実施する。	子ども家庭課
		71 ★LGBTに関する理解促進	LGBTに関する正しい情報提供と、理解促進を図るため、LGBTに関するリーフレットを作成し、子ども向け啓発パンフレット「かがやき」と一緒に小学生に配付するほか、HP等の各種媒体を活用したLGBT等に悩む方々に対する相談窓口の周知を行う。	男女共同参画課
15	性差に応じた健康支援	72 性差に応じた健康についての理解促進	男女がともに身体的特性について正しい情報を入手し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康講座を実施する。	男女共同参画課
		73 がん検診の実施	健康に関する関心を高め、男女の身体的特性を理解するとともに、すべてのがんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。	健康増進課
		74 女性の健康力アップ事業の実施	女性の健康週間イベント 女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主唱する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。	健康増進課
		75 妊産婦健康診査の実施	安心して妊娠・出産に取り組めるようにするため、妊産婦健診を実施し、妊娠中および出産後の異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。	子ども家庭課
		76 不妊に悩む人への支援	子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。	子ども家庭課
		77 こころの健康づくり対策	こころの健康の保持増進を図るため、精神保健に関する正しい知識の普及啓発につとめ、精神疾患の早期発見、早期治療につなげるとともに、市民が健康で生きがいを持った生活ができるよう事業を推進する。	保健予防課
		78 産後ケア事業等の実施	出産直後の母子への心身のケアや育児のサポートを行うため、産後うつのある母親に対し、宿泊・通所・訪問等による支援を実施する。	子ども家庭課

